

# 復興整備計画

（第3回変更）

釜石市・岩手県

平成24年11月26日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

釜石市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

### (1) 都市構造の方針

- ・ 生命優先の減災のまちづくりと現位置復興を基本に、ハード整備（地盤の嵩上げ等）とソフト対策（地震発生時は高台避難の大原則・自助、共助の避難体制等）を組み合わせた津波災害に強い都市構造を目指す。
- ・ 既存のコミュニティを中心に、漁業集落の再編、東部地区（中心市街地）、鶴住居地区（低平地市街地）の集約を進め、少子高齢化社会の到来に備える。
- ・ 自然の大きな力に対し畏敬の念を持ちながら、自然と共に歩みを続け、当市の素晴らしい自然環境を次世代に継承することを目指す。

### (2) 津波への対応

- ・ L1 津波（概ね数十年から数百年程度で起こりうる頻度の高い津波。釜石では、昭和三陸津波や明治三陸津波クラスを指す。）に対しては防浪施設（防波堤・防潮堤・防潮林等）の整備により生命財産の保全を図り、L2 津波（頻度の高い津波をはるかに上回り、防波堤や防潮堤といった構造物による対策の適用限界を超える津波。釜石では東日本大震災クラスを指す。）に対しては避難を前提とした生命の保全を図る避難施設、避難場所、避難路の整備を行うこととし、以下の2つの考え方により土地利用を図る。
  - ① 高台移転や多重防御により、浸水しない区域において新たなまちづくりを行う地域
  - ② 建築規制などを取り入れることで、ある一定の浸水を許容しつつ、土地利用（公園・農地等を含む）を行う地域

### (3) 産業復興の取組み

- ・ 栗橋地区、甲子地区などの内陸部の農業集落と沿岸部の漁業集落を結びつけたグリーン・ツーリズムに取組み、産業復興を図ります。
- ・ 地域資源を生かした特産品開発やブランド化、水産業・農業の6次産業化などのソフト対策により高付加価値化を図りつつ、沿道型販売所の整備、農業用施設整備に対する支援等のハード対策も実施し、地域産業の復興を図る。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

安全確保と生活再建の観点から、頻度の高い津波への整備目標高さに対し、最大クラスの津波シミュレーションを行い再現された結果に基づいた土地利用を図ります。

- ・ 中心市街地  
L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波による一定程度の浸水を許容するまちづくりを行う。主として住宅地、商業業務地として利用する。
- ・ 低平地市街地  
L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ都市機能を集約再配置し、主として防災機能の拠点となる公共施設用地、住宅地、商業業務地として利用する。L2津波が浸水する箇所は、主として公園や工業用地として利用する。
- ・ 漁業集落およびその他の集落  
L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ住宅地を移転する。L2津波が浸水する箇所は、主に水産関連施設用地や

農地として利用する。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

① 大槌湾・両石湾沿岸

- ・ 片岸地区、鵜住居地区は、L2津波が浸水しないJR山田線より西側の区域を主に住宅地として土地利用を図る。JR山田線より東側については、業務用地、公園、農地（都市計画区域内に整備する市民農園）などの非居住用途とする。
- ・ 根浜地区は、砂浜などの地域資源を活用した観光レクリエーションエリアとして整備するため、観光施設用地として土地利用するほか、L2津波が浸水しない高台は住宅地として土地利用する。
- ・ その他の半島部の集落は、L2津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間のL2津波が浸水する区域は、漁業関連施設、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- ・ 発災時の箱崎半島の集落の孤立解消を図るため箱崎半島内陸部（鵜住居～根浜間）にアクセス道路を整備する。室浜地区、箱崎白浜地区、桑ノ浜地区、両石地区においては、移転元と住宅団地との接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

② 釜石湾沿岸

- ・ 釜石東部地区は、釜石市の復興を先導する拠点であり、主として商業用地、業務用地、住宅用地として土地利用する。浸水深が大きい区域は産業施設エリアとして水産加工業等の工業用地や公園として土地利用する。公共公益施設や津波防災拠点施設等を集約させた市街地を整備する。
- ・ 嬉石松原地区、平田地区、尾崎白浜地区は、住宅地として利用する他、居住に適さない区域は水産漁業関係施設用の産業用地や商業地、公園として土地利用する。
- ・ 釜石東部地区、嬉石松原地区、平田地区においては、L2津波が浸水する区域であっても、想定浸水深が2mを下回る土地の区域については住居系も含む土地利用を図り、想定浸水深が2mを超える土地の区域については住宅建設を制限する規制を導入して非居住の土地利用を誘導する。
- ・ 尾崎白浜地区においては、移転元と住宅団地との接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

③ 唐丹湾沿岸

- ・ L2津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間のL2津波が浸水する区域は、漁業関連施設、農地、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- ・ 荒川地区の一部において土地改良事業を実施するほか、唐丹片岸地区において農地の災害復旧事業を行い、本郷地区において農地の災害復旧事業の実施を検討する。佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。
- ・ 佐須地区、花露辺地区、本郷地区、大石地区においては、移転元と住宅団地との接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	片岸1地区	事業の名称：片岸地区被災市街地復興土地地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地地区画整理事業
	鵜住居1	事業の名称：鵜住居地区被災市街地復興土地地区画整理事業

	地区	事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	東部1地区	事業の名称：東部地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	嬉石松原1地区	事業の名称：嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	平田1地区	事業の名称：平田地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業	荒川2地区	事業の名称：農用地災害復旧関連区画整理事業（復興基盤総合整備事業） 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：土地改良事業（区画整理）
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	室浜1地区	事業の名称：室浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	根浜1地区	事業の名称：根浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	箱崎1地区	事業の名称：箱崎地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市

		実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
箱崎白浜1 地区		事業の名称：箱崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
桑ノ浜1 地区		事業の名称：桑ノ浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
両石1 地区		事業の名称：両石地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
尾崎白浜1 地区		事業の名称：尾崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
花露辺1 地区		事業の名称：花露辺地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
本郷1 地区		事業の名称：本郷地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
小白浜1 地区		事業の名称：唐丹地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
荒川1 地区		事業の名称：荒川地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
(5)住宅地区改良事業		

(6)都市施設の整備に関する事業	片岸2地区	事業の名称：片岸地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
	鵜住居2地区	事業の名称：鵜住居地区津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：鵜住居地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
	鵜住居3地区	事業の名称：地域屋外スポーツセンター整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：復興拠点整備事業
	鵜住居4地区	事業の名称：鵜住居2号線道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：道路事業
	箱崎白浜2地区	事業の名称：箱崎白浜地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路事業
	両石2地区	事業の名称：両石地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路事業
	水海1地区	事業の名称：水海地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業

	東部2地区	事業の名称：釜石東部津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：東部地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
	東部5地区	事業の名称：東部地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
	小白浜2地区	事業の名称：唐丹地区新校舎（体育館）建設事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：公立学校施設整備事業
	小白浜2地区	事業の名称：唐丹地区公民館施設整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：公立学校施設整備事業
	小白浜2地区	事業の名称：唐丹地区防災拠点機能整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：復興拠点整備事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		

(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	室浜2地区	事業の名称：室浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度
	室浜漁港	事業の名称：室浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸3	事業の名称：産業用地整備事業 事業主体：(株)バイオ・パワー・ジャパン、釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸漁港	事業の名称：片岸漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：片岸漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	仮宿1地区	事業の名称：仮宿地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度
	仮宿漁港	事業の名称：仮宿漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	桑ノ浜2地区	事業の名称：桑ノ浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度
	桑ノ浜漁港	事業の名称：桑ノ浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度



新浜町1 地区	事業の名称：新浜町地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石港（第3種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
嬉石漁港	事業の名称：嬉石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：嬉石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
平田漁港	事業の名称：平田漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：平田漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
佐須1 地区	事業の名称：佐須地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度
佐須漁港	事業の名称：佐須漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
花露辺2 地区	事業の名称：花露辺地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：唐丹漁港（第2種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度
白浜（釜石） 漁港	事業の名称：白浜（釜石）漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：白浜（釜石）漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
大石1 地区	事業の名称：大石地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度
大石漁港	事業の名称：大石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）
平成24年度から平成30年度まで
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理 番号	事業区分	図面 記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	根浜1地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		1(1.06) 1.06	
2	集団移転促進事業	小白浜1地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		2(1.98) 1.98	
3	集団移転促進事業	荒川1地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		1(1.08) 1.08	
4	都市施設の整備に関する事業	鵜住居2地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		11(10.55) 10.55	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣 許可)	都市計画法			農地法 (知事 許可)	農振法	森林法		自然 公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第 1項・第 5条第1 項の農地 転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
2	集団移転促進 事業	室浜1 地区	○										
		根浜1 地区	○										
		箱崎1 地区	○										
		箱崎白浜1 地区	○										
		桑ノ浜1 地区	○										
		両石1 地区	○										
		尾崎白浜1 地区	○										
		花露辺1 地区	○										
		本郷1 地区	○										
		小白浜1 地区	○										
		荒川1 地区	○										

13	その他施設の整備に関する事業	室浜2地区	<input type="radio"/>											
		桑ノ浜2地区	<input type="radio"/>											
		佐須1地区	<input type="radio"/>											
		花露辺2地区	<input type="radio"/>											

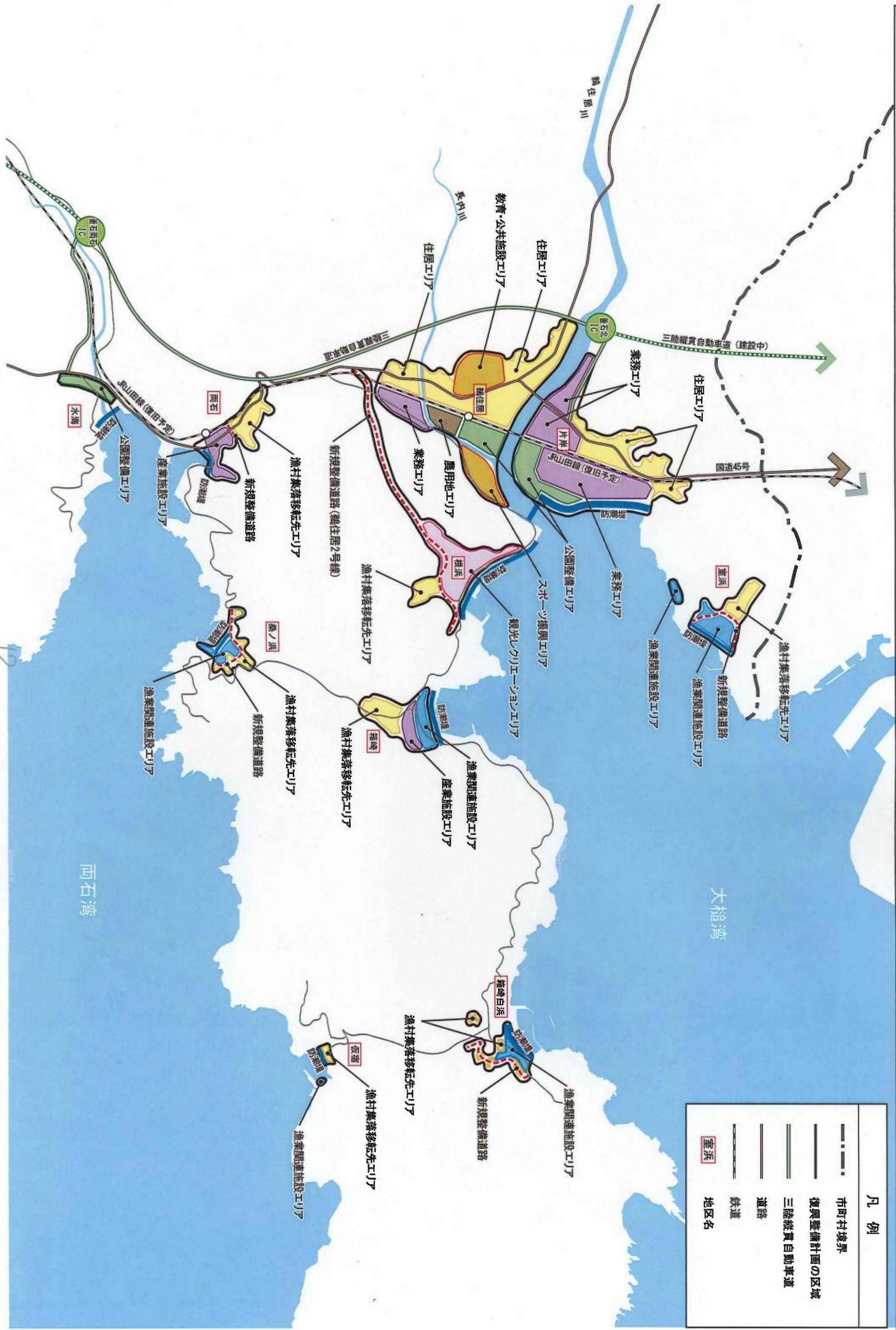
- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法(大臣許可)」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類(様式第9)を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図 (1/3)  
 (室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・飯宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000



凡 例	
-----	市町村境界
-----	復興整備計画の区域
-----	三陸縦貫自動車道
-----	道路
-----	鉄道
■	地区名



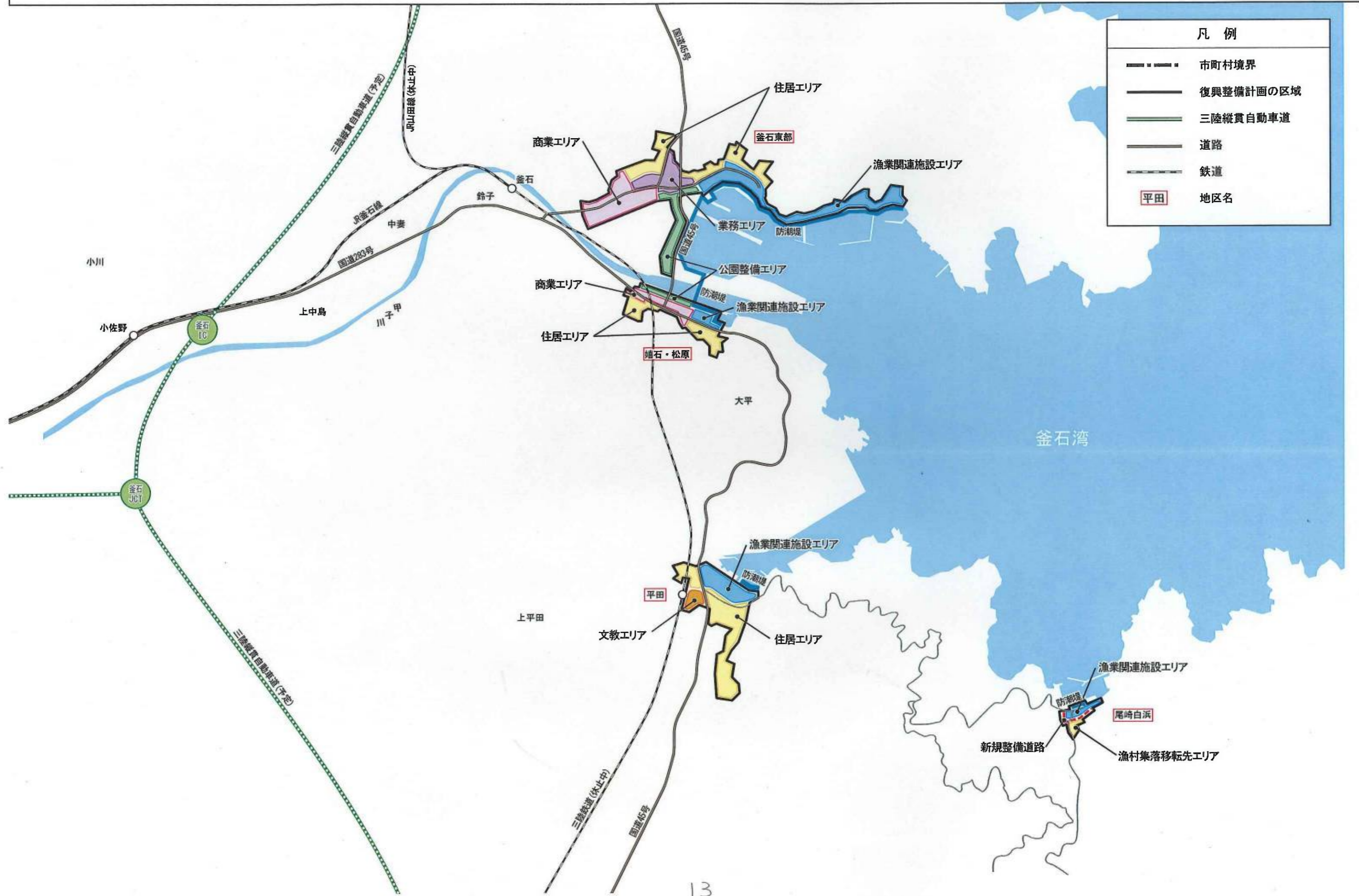
両石湾

大槌湾

# 土地利用構想図 (2/3)

(釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区)

1:25,000



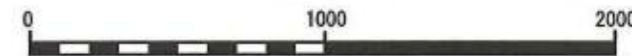
## 凡例

- 市町村境界
- 復興整備計画の区域
- 三陸縦貫自動車道
- 道路
- 鉄道
- 地区名

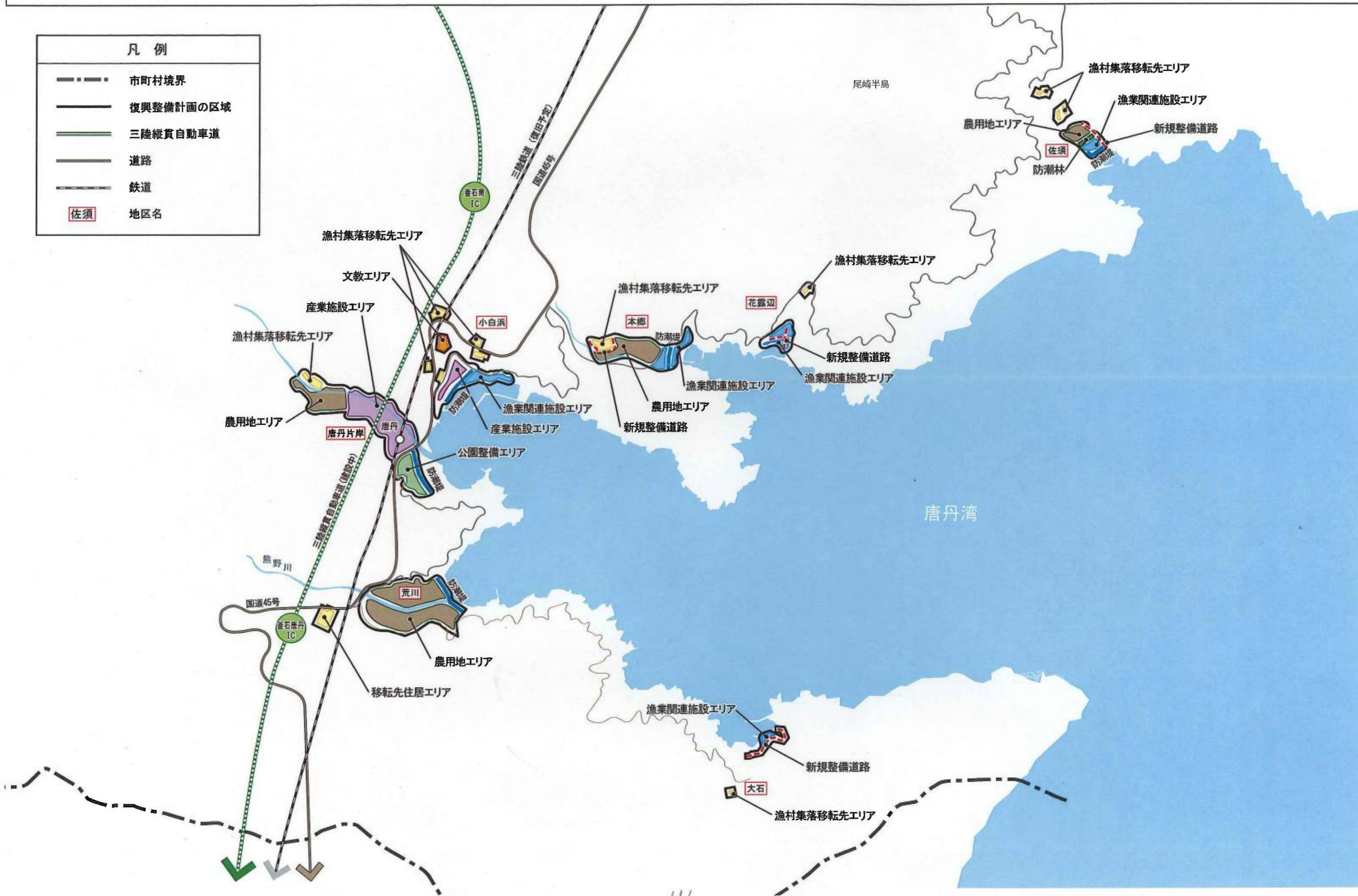
土地利用構想図 (3/3)

(佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区)

1:25,000



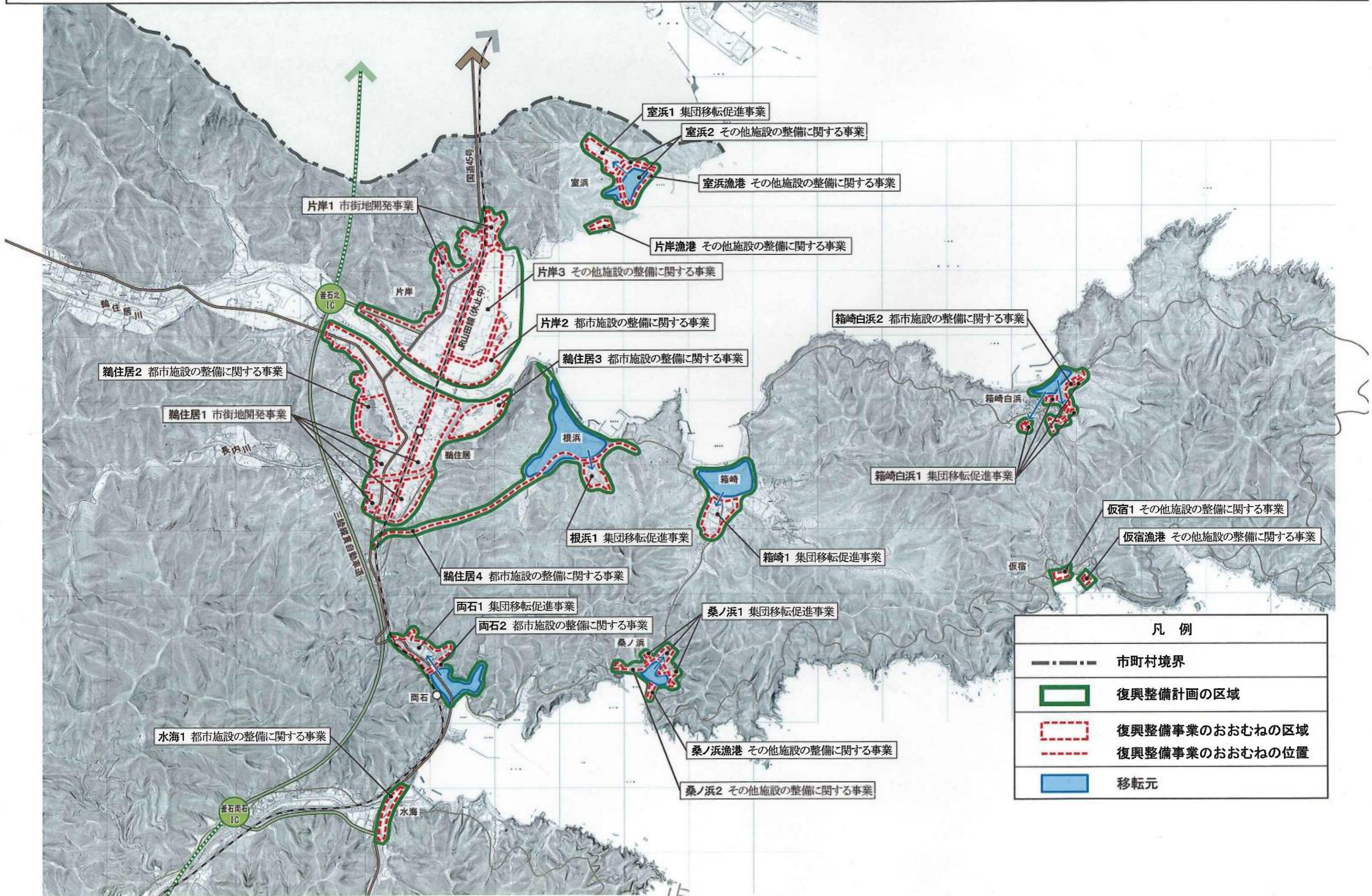
凡例	
-----	市町村境界
———	復興整備計画の区域
———	三陸縦貫自動車道
———	道路
———	鉄道
佐須	地区名



# 復興整備事業総括図 (1/3)

(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000



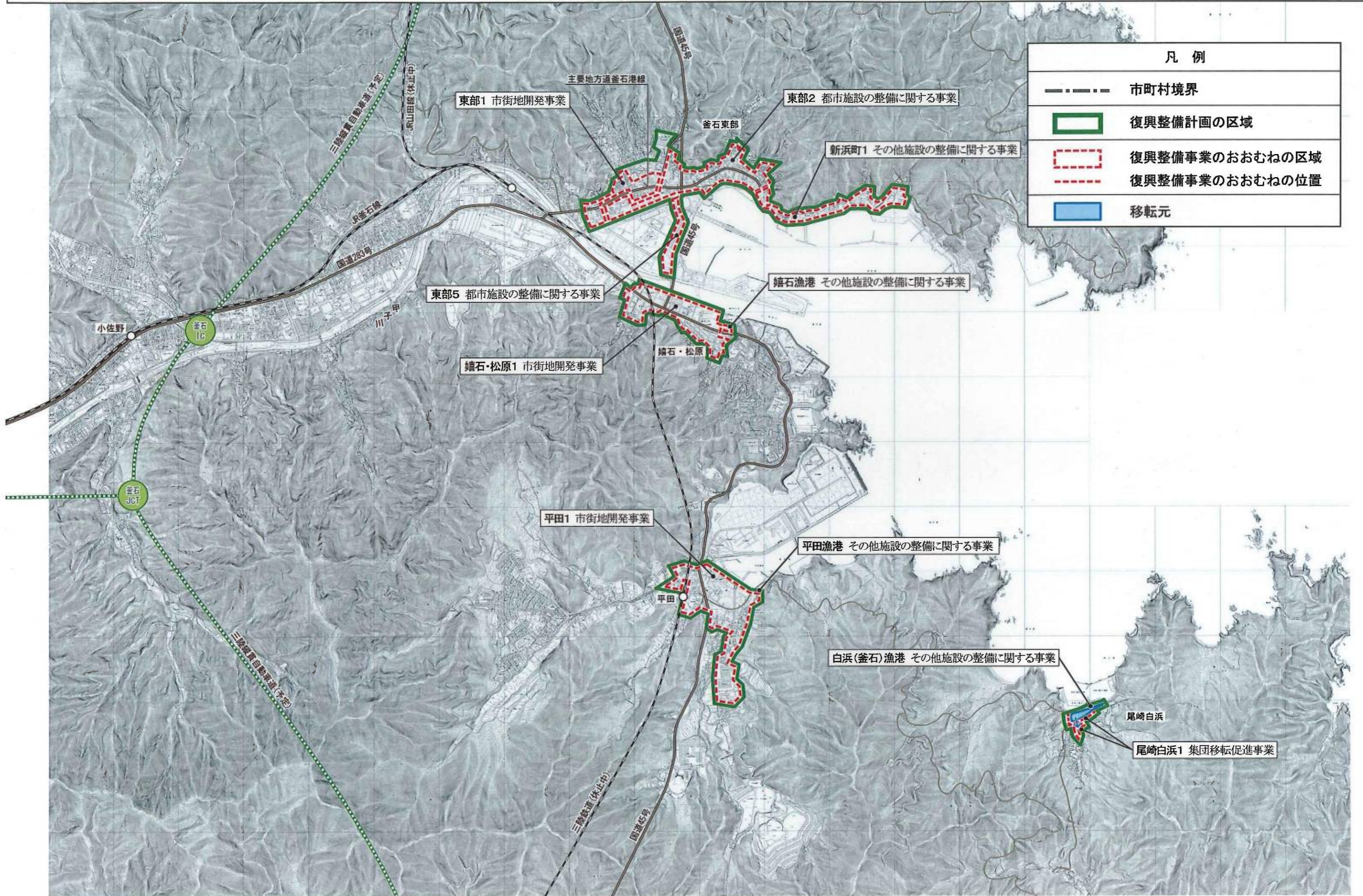
凡例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域 復興整備事業のおおむねの位置
	移転元



復興整備事業総括図 (2/3)

(釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区)

1:25,000

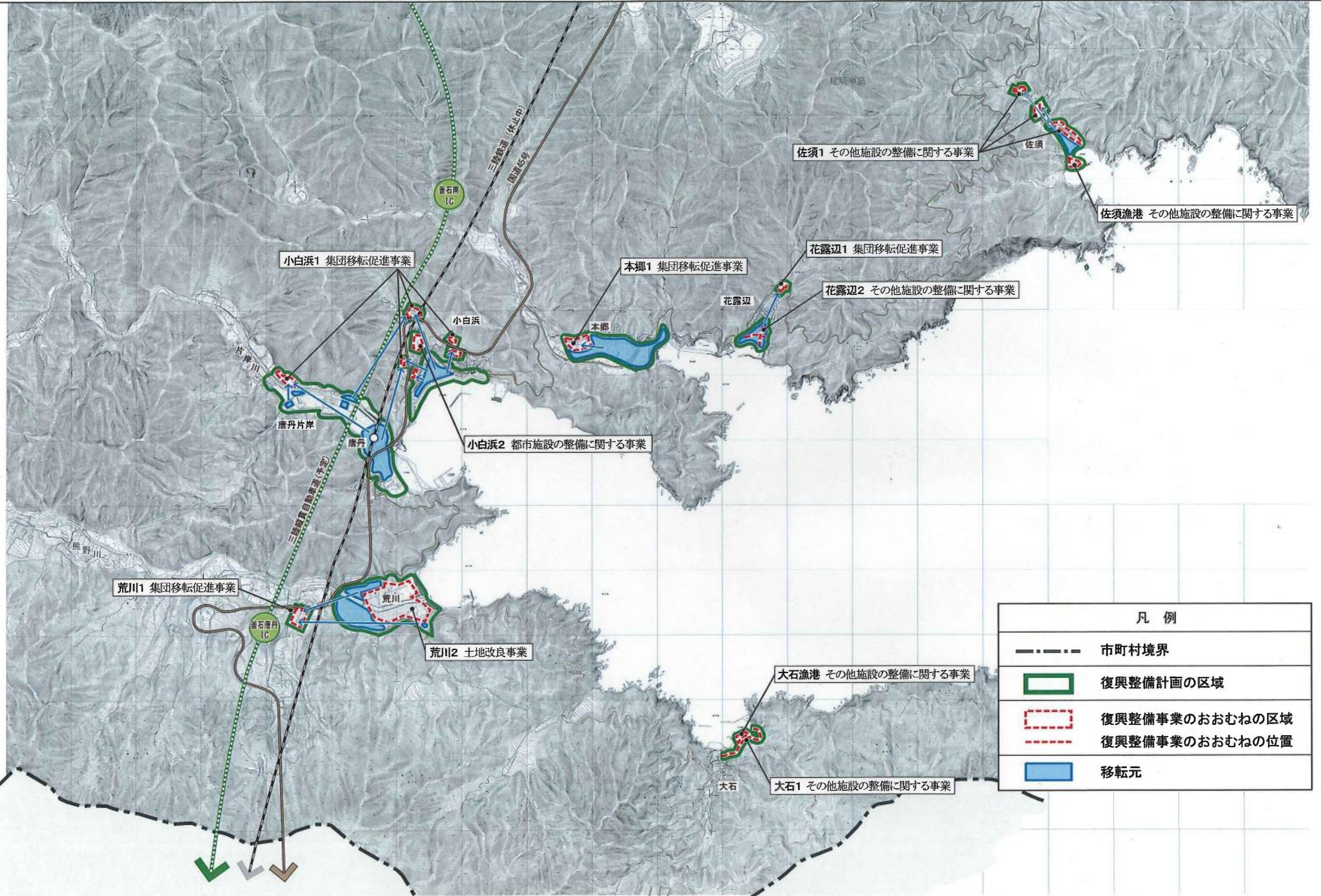
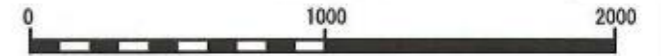


凡例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域 復興整備事業のおおむねの位置
	移転元

復興整備事業総括図 (3/3)

(佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区)

1:25,000



凡例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域
	復興整備事業のおおむねの位置
	移転元

変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との 重複		細区分の 指定状況		白地地 域の増 減	地目				面積
					名称	面積	名称	面積						
1	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(根浜 地区)		1	都	1	用途	0.45		森林	1	防災集団移転促進事業による住宅地等整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森林計画の変更	
2	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(小白 浜地区)		2						森林	2	防災集団移転促進事業による住宅地等整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森林計画の変更	
3	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(荒川 地区)		1	農	1				森林	1	防災集団移転促進事業による住宅地等整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森林計画の変更	
4	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(船住 居地区)		11	都	11				森林	11	津波復興拠点整備事業による公益的施設等整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森林計画の変更	
合 計				15										

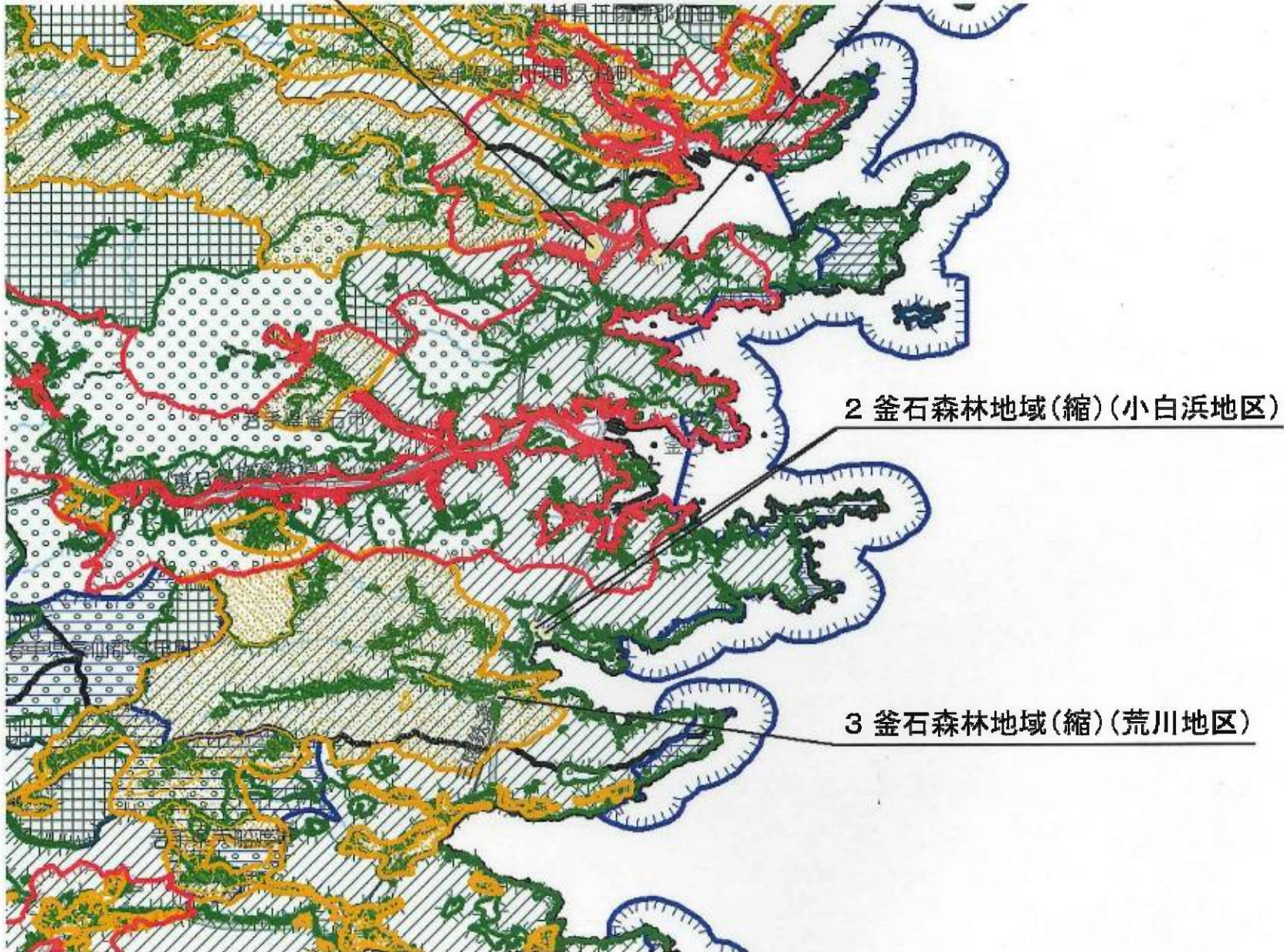
【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域を指定する)
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

# 変更位置図1~4(基本計画図)14-12

4 釜石森林地域(縮)(鵜住居地区)

1 釜石森林地域(縮)(根浜地区)



2 釜石森林地域(縮)(小白浜地区)

3 釜石森林地域(縮)(荒川地区)

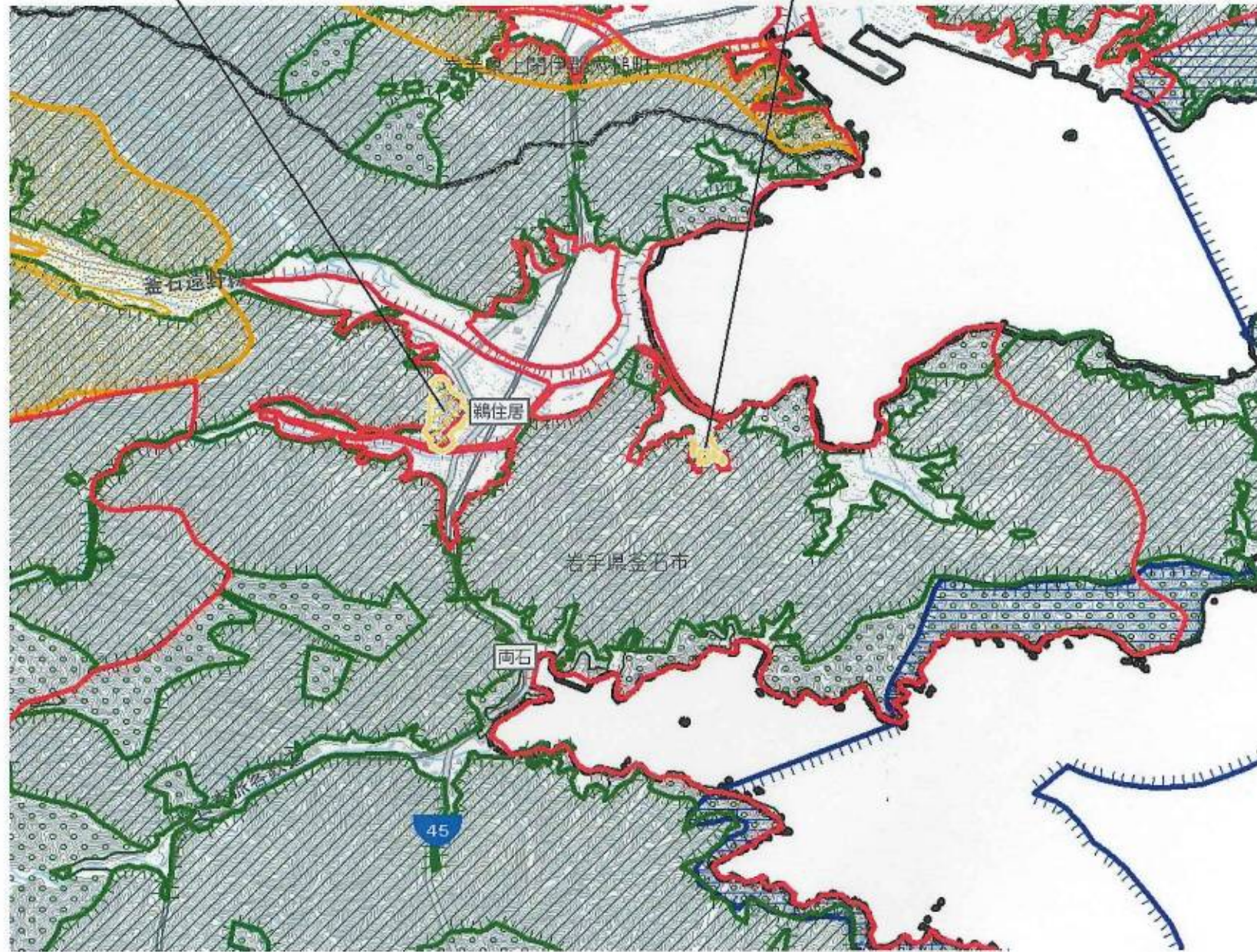
- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都の区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 青森県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界

(S=1:200,000)

# 変更区域図1、4(基本計画図)14-12

## 4 釜石森林地域(縮)(鵜住居地区)

## 1 釜石森林地域(縮)(根浜地区)



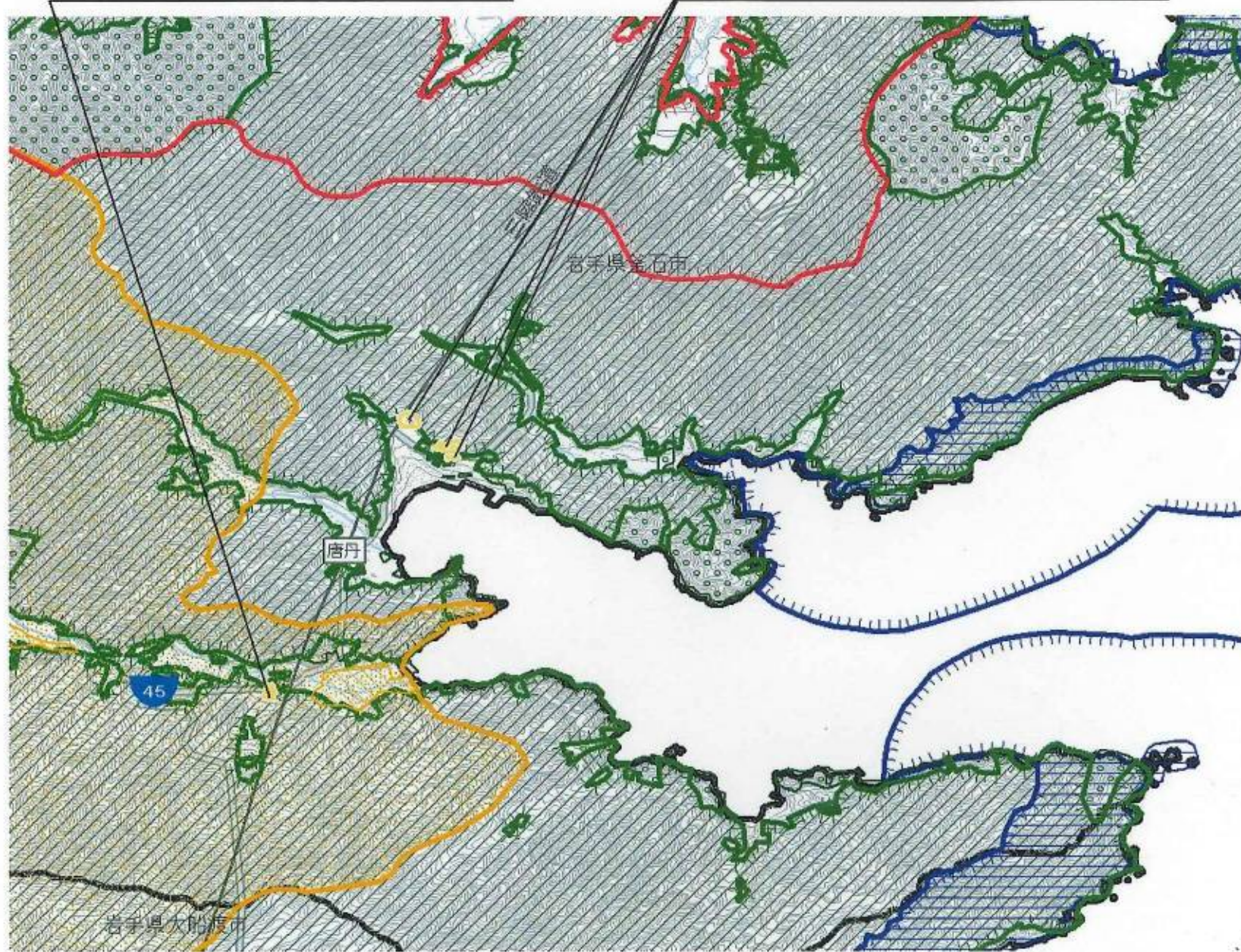
- 拡大面
- 縮小面
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都の区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 駅名
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 建築物
- 等高線
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 青森県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界

(S=1:50,000)

# 変更区域図2、3(基本計画図)14-12

## 3 釜石森林地域(縮)(荒川地区)

## 2 釜石森林地域(縮)(小白浜地区)



- 拡大面
- 縮小面
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 郡市・東京都の区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 駅名
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 建築物
- 等高線
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 青森県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界

(S=1:50,000)

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

区分	変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総数	102,465ha	102,447ha	
市町村別内訳	大船渡市	24,696	
	陸前高田市	17,076	
	住田町	22,648	
	釜石市	29,247	△14.67ha
	大槌町	8,798	

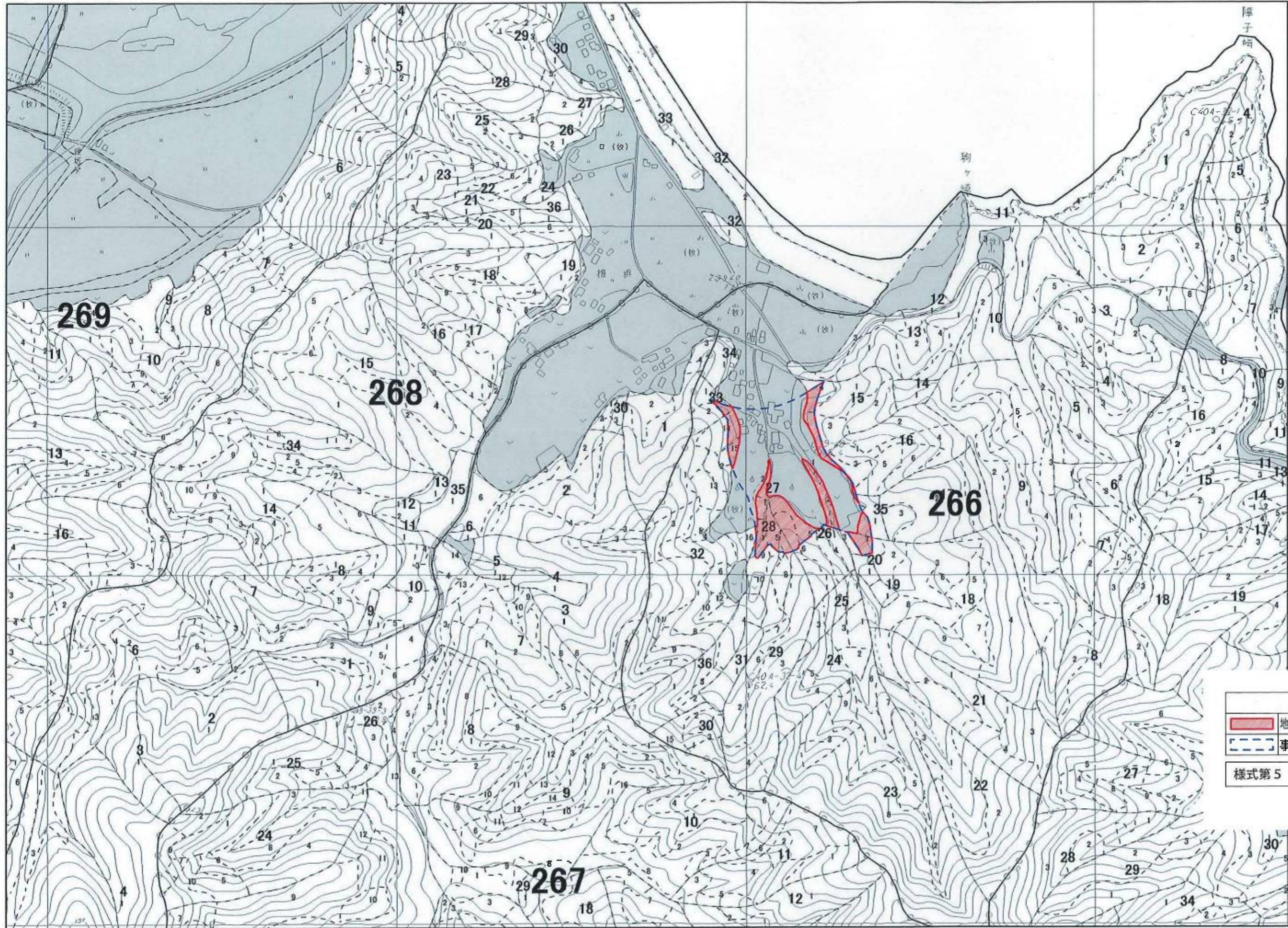
注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

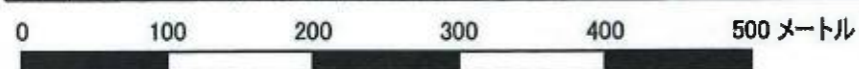
添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。



- 凡例**
- スキ1-15
  - スキ16-35
  - スキ36-
  - スキ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水土保全林
  - 森林と人との共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林班
  - 小班
  - 施業班

- 凡例**
- 地域森林計画の対象外とする区域
  - 事業区域界
- 様式第5 添付書類 <根浜地区>

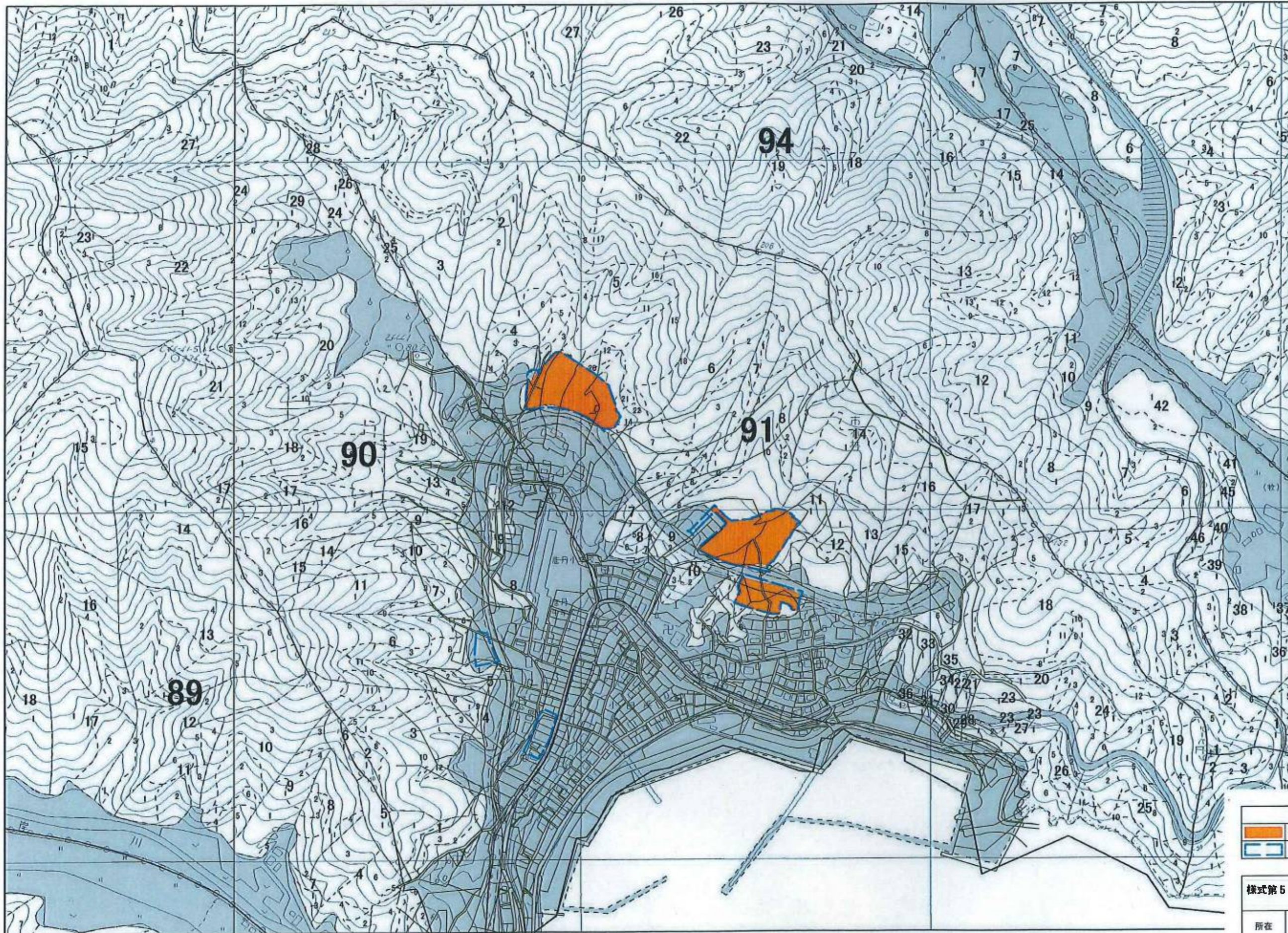


「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」





地域森林計画区域の変更図 <防災集団移転促進事業に伴う変更>

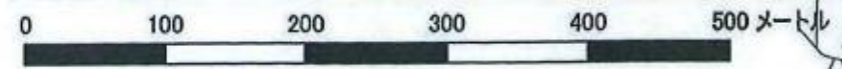


- 凡例
- スギ1-15
  - スギ16-35
  - スギ36-
  - スギ(混)
  - アカツ1-15
  - アカツ16-35
  - アカツ36-
  - アカツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水保全林
  - 森林と人の共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林班
  - 小班
  - 施業班



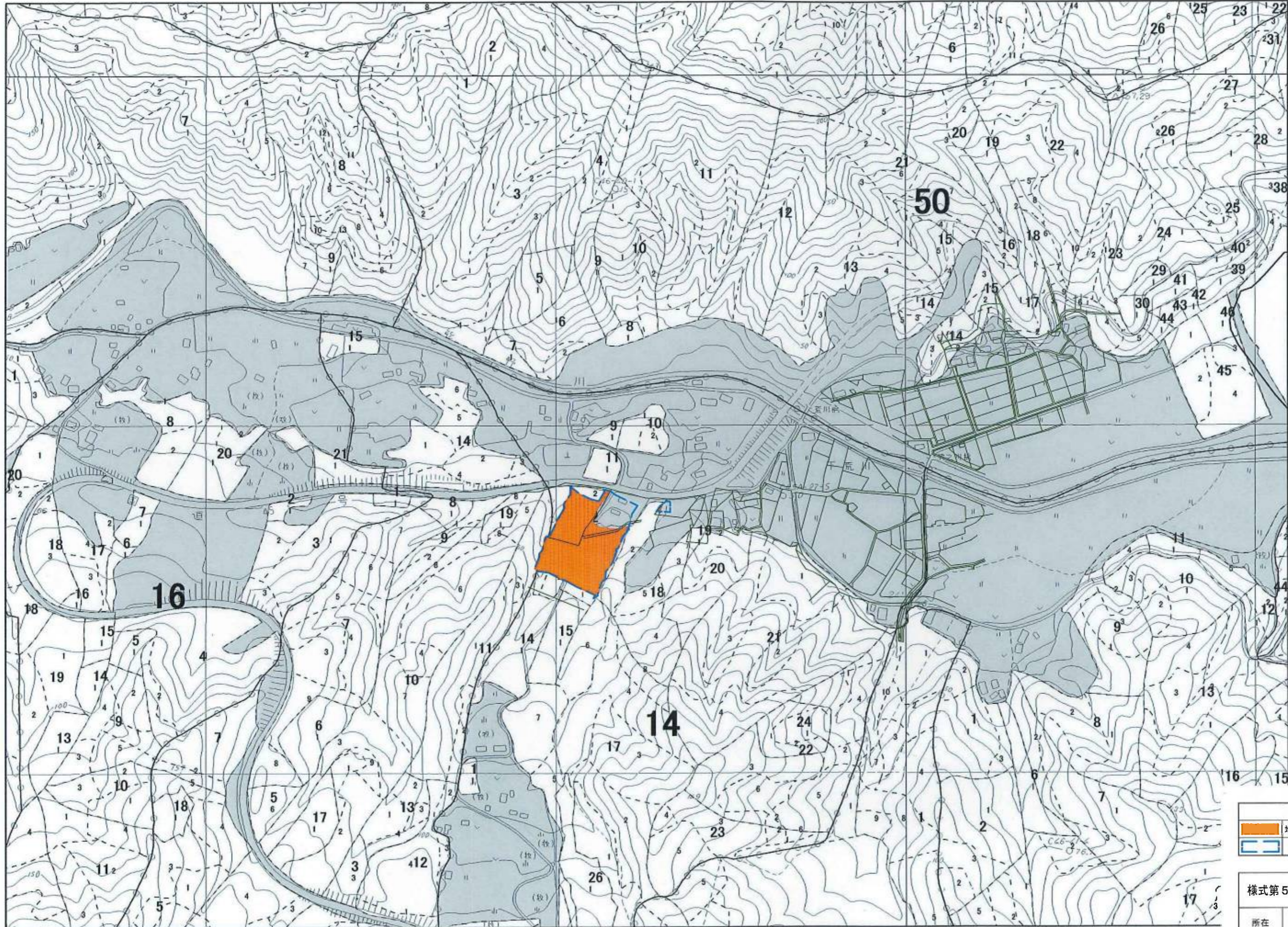
凡例	
<span style="background-color: orange; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	地域森林計画の対象外とする地域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	事業区域界

様式第5 添付書類 <唐丹地区>	
所在	釜石市唐丹町字小白浜
縮尺	1:5000



・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。  
 ・この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。

地域森林計画区域の変更図 <防災集団移転促進事業に伴う変更>



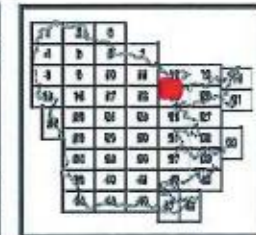
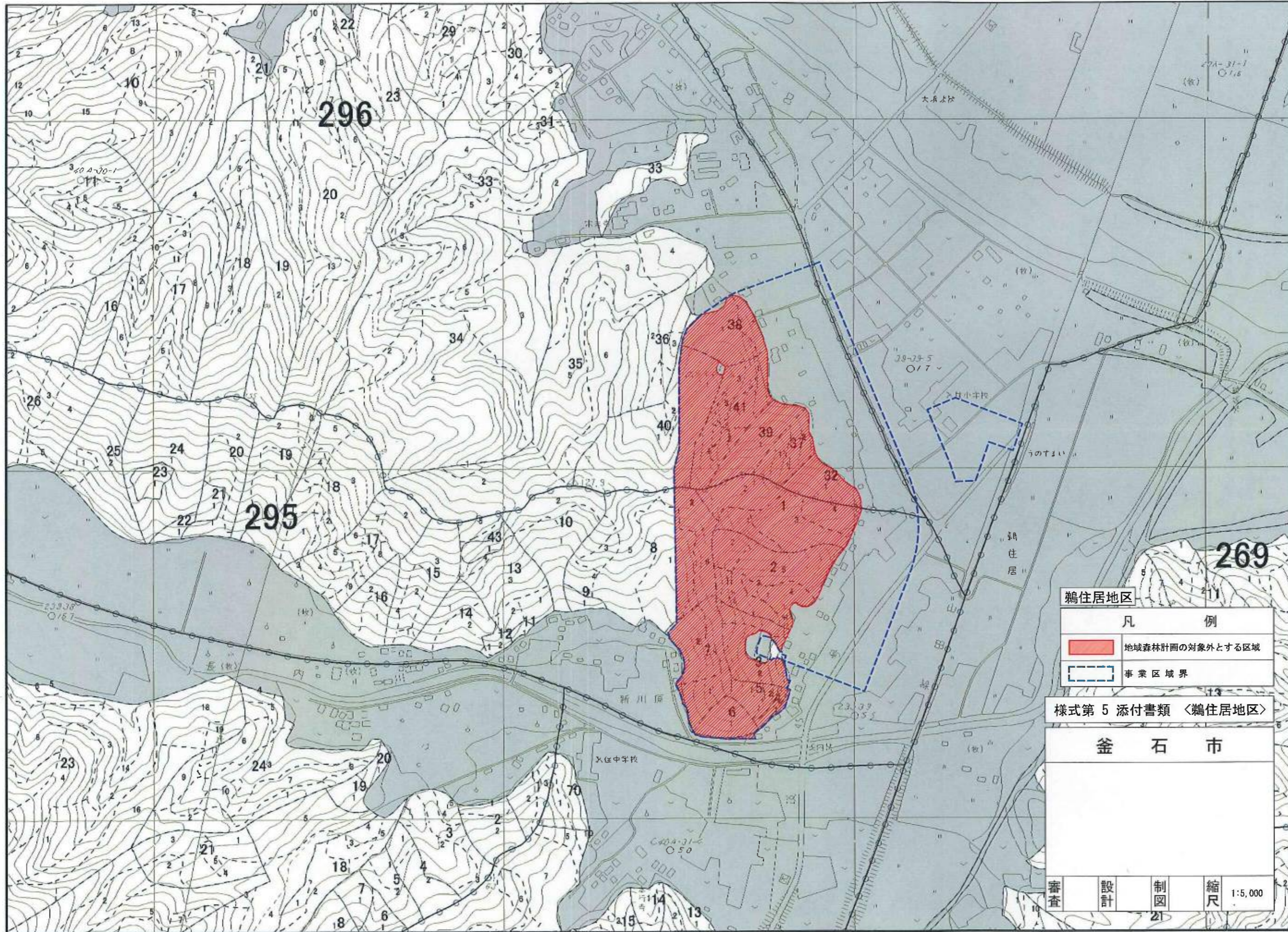
- 凡例
- スキ1-15
  - スキ16-35
  - スキ36-
  - スキ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水土保全林
  - 森林と人の共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林班
  - 小班
  - 施業班

凡例	
	地域森林計画の対象外とする地域
	事業区境界

様式第5 添付書類<荒川地区>	
所在	釜石市唐丹町上荒川
縮尺	1:5000

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

地域森林計画区域の変更図



- 凡例**
- スギ1-15
  - スギ16-35
  - スギ36-
  - スギ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その池
  - 水士保全林
  - 森林と人との共生林
  - 資源の確保利用林
  - 林道
  - 小径
  - 加蓋道

凡例	
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: red; border: 1px solid black;"></span>	地域森林計画の対象外とする区域
<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px dashed blue;"></span>	事業区域界

様式第5 添付書類 <鶴住居地区>

釜石市			
審査	設計	制図	縮尺 1:5,000
		21	



0 100 200 300 400 500メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面積	備 考
市町村	大字	字	地番			
釜石市	鶴住居町	第22地割	40他	名称：根浜地区防災集団移転 促進事業 種類：防災集団移転促進事業	1.06	事業区域2.92ha うち対象森林1.06ha
釜石市	唐丹町	小白浜	427-1他	名称：唐丹地区防災集団移転 促進事業 種類：防災集団移転促進事業	1.98	事業区域2.26ha うち対象森林1.98ha
釜石市	唐丹町	上荒川	56-1他	名称：荒川地区防災集団移転 促進事業 種類：防災集団移転促進事業	1.08	事業区域1.16ha うち対象森林1.08ha
釜石市	鶴住居町	第13地割	20-3他	名称：鶴住居地区津波復興拠 点整備事業 種類：津波復興拠点整備事業	10.65	事業区域18.38ha うち対象森林10.55ha
計					14.67	

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

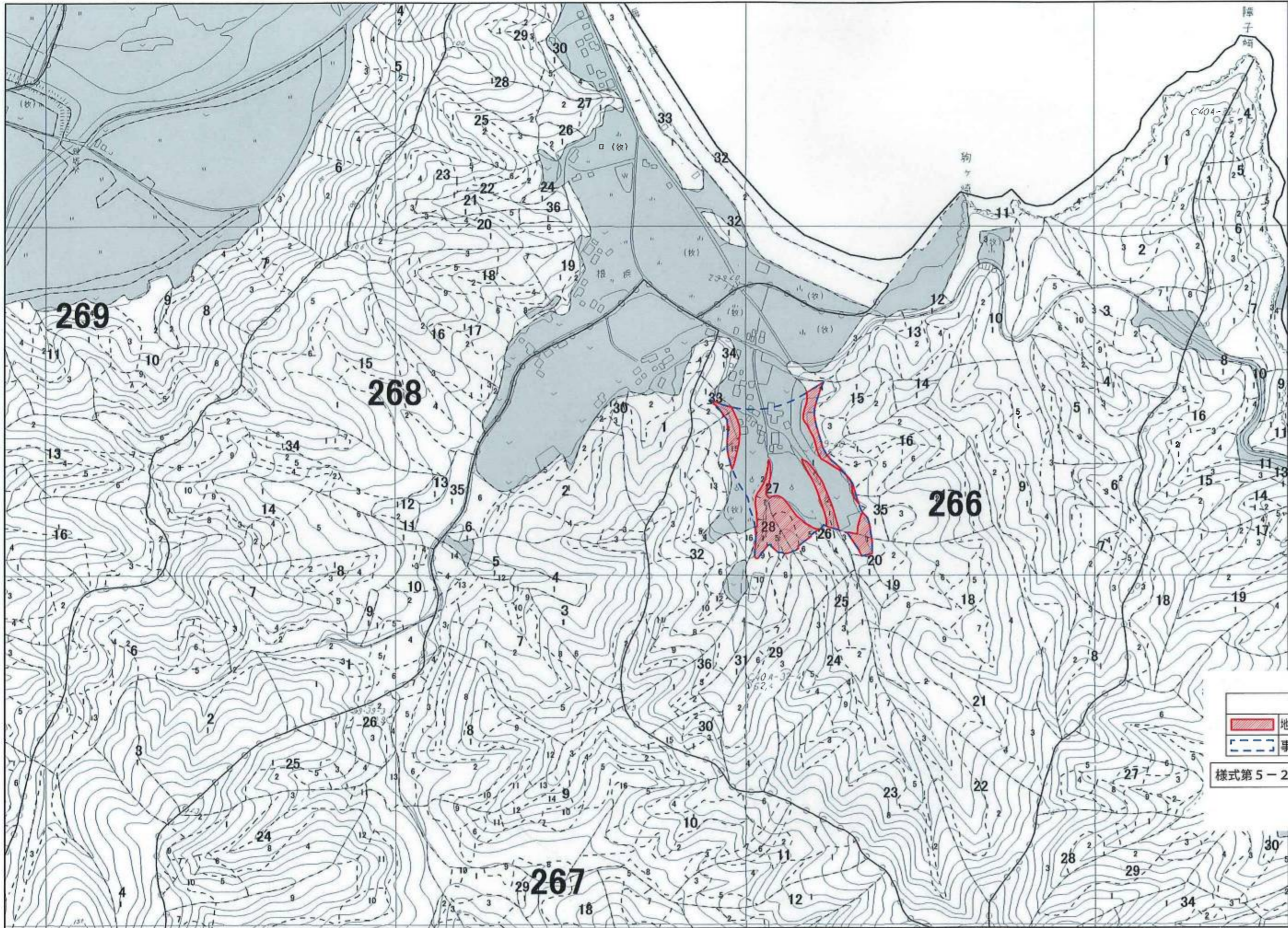
注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面



- 凡例
- スキ1-15
  - スキ16-35
  - スキ36-
  - スキ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水土保全林
  - 森林と人の共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林班
  - 小班
  - 施業班

- 凡例
- 地域森林計画の対象外とする区域
  - 事業区域界

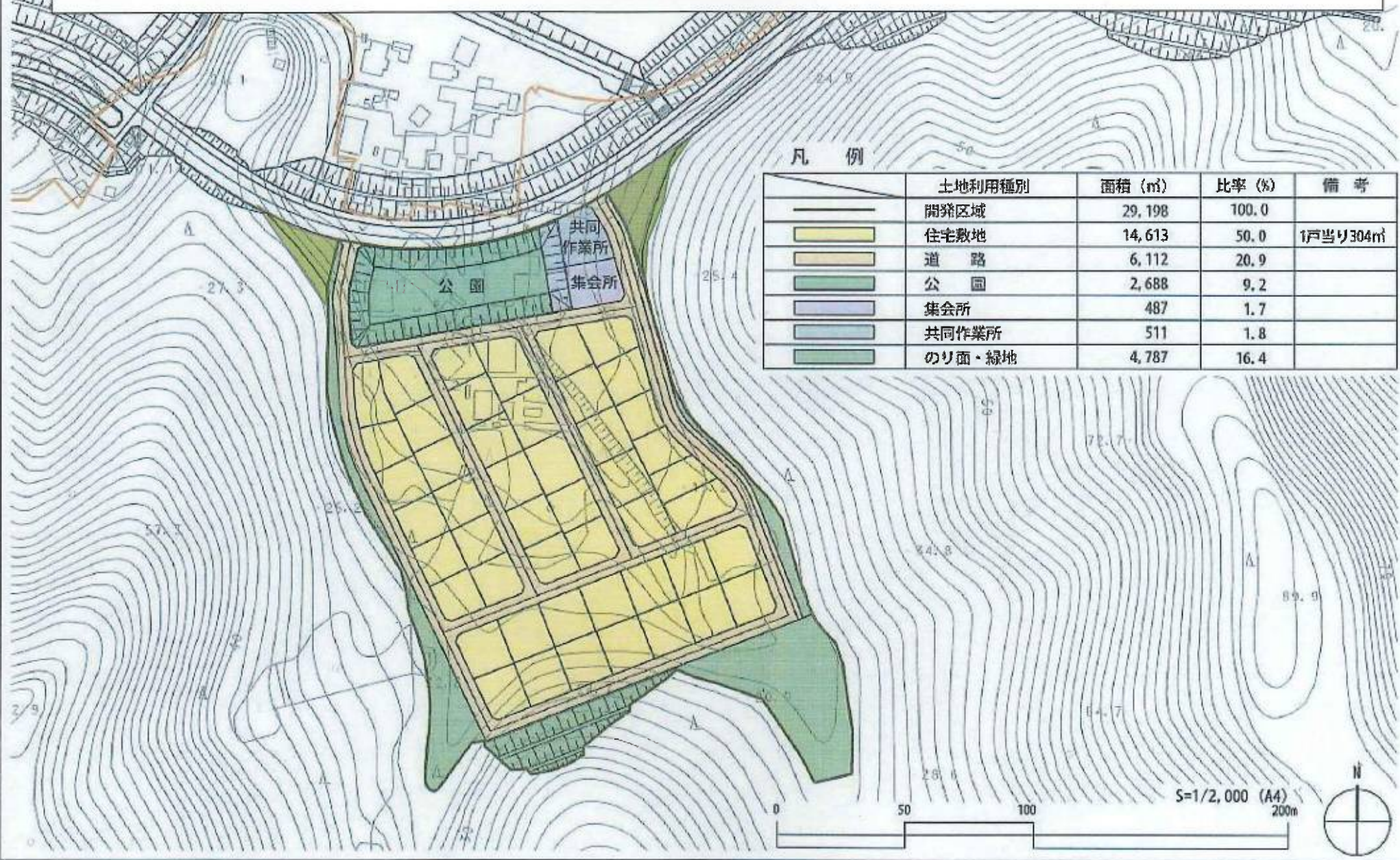
様式第5-2 添付書類1 <根浜地区>

0 100 200 300 400 500メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第 5-2

添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面<根浜地区>



復興整備事業に関する事項

【根浜地区防災集団移転促進事業の概要】

- 1、事業実施主体 釜石市
- 2、事業実施期間 平成 24 年度～平成 26 年度
- 3、総事業費 1,091,689 (千円)
- 4、事業概要

当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深 15mの津波に襲われた。今後、岩手県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でも L2 津波襲来時には 15mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転を行う。

【住宅団地の整備】

(1)、主体工事

住宅敷地整備 48 戸

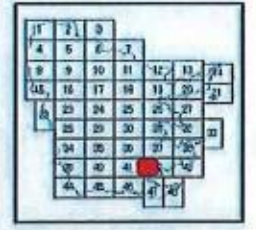
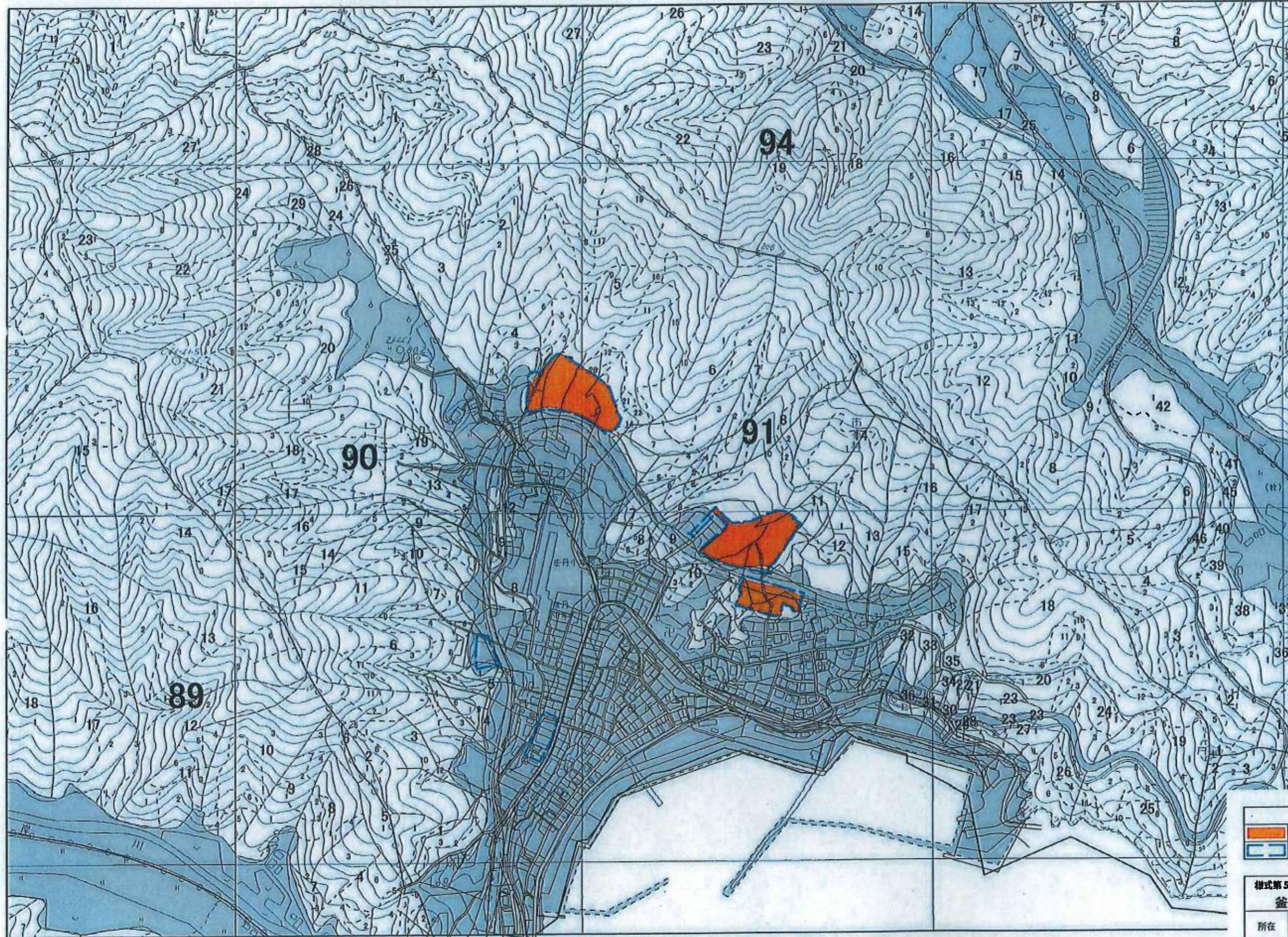
(2)、関連公共施設

団地内道路 L=973m、公園整備 A=2,688 m<sup>2</sup>、上水道整備 L=973m、集会所 1 棟

5、事業スケジュール

工種	平成24年度												平成25年度												平成26年度																	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
地形測量、実施設計			→																																							
住宅団地用地取得																																										
住宅団地用地造成																																										
公共施設整備																																										
住宅建設・移転																																										

# 地域森林計画区域の変更図 <防災集団移転促進事業に伴う変更>

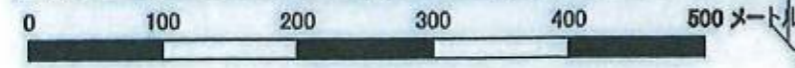


- 凡例**
- スギ1-15
  - スギ16-35
  - スギ36-
  - スギ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水土保全林
  - 森林と人の共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林道
  - 小道
  - 施業道



凡例	
<span style="background-color: orange; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	地域森林計画の対象外とする地域
<span style="border-bottom: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 20px;"></span>	事業区境界

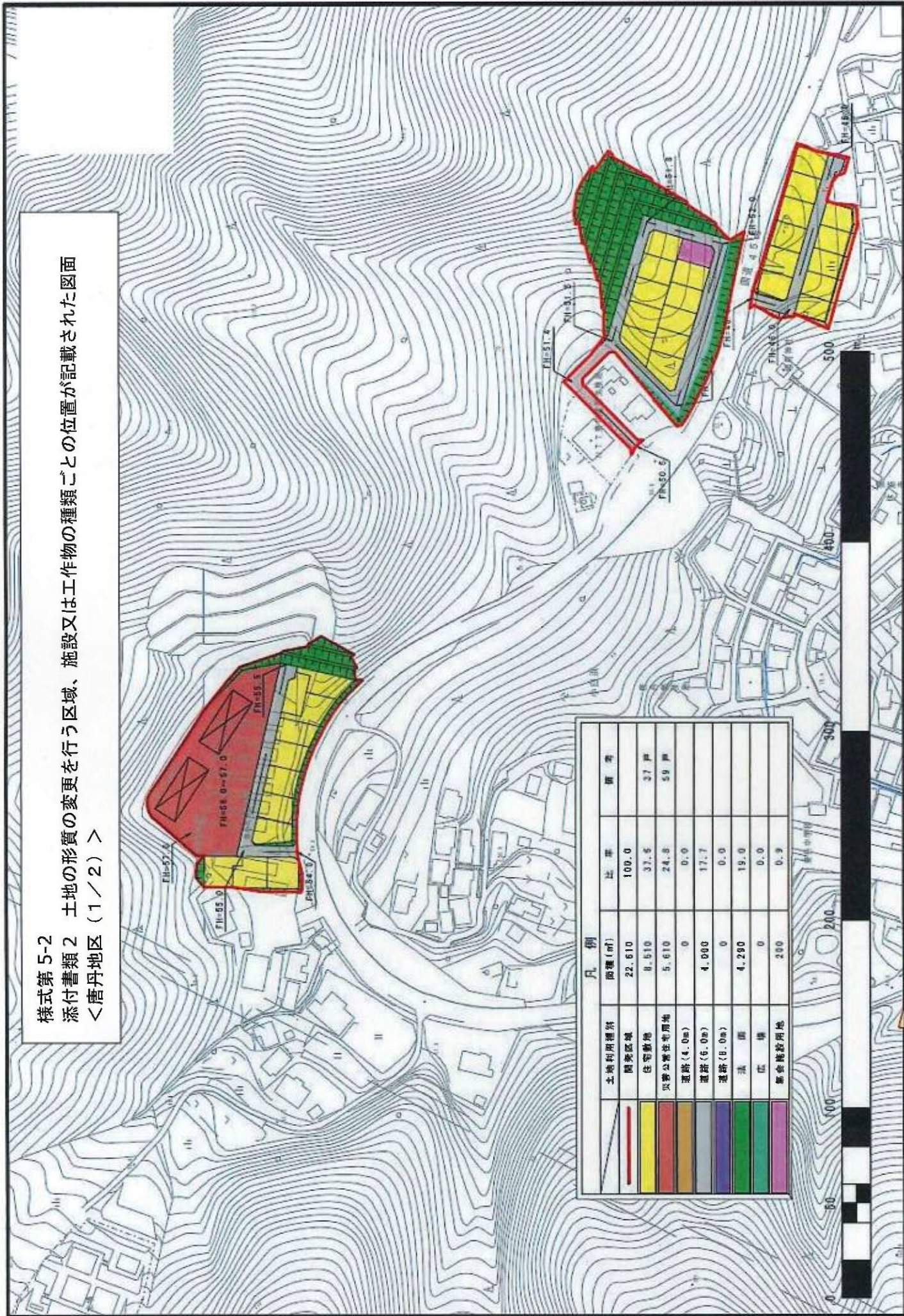
様式第5 添付書類1	
釜石市<唐丹地区>	
所在	釜石市唐丹町宇小白浜
縮尺	1:5000



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

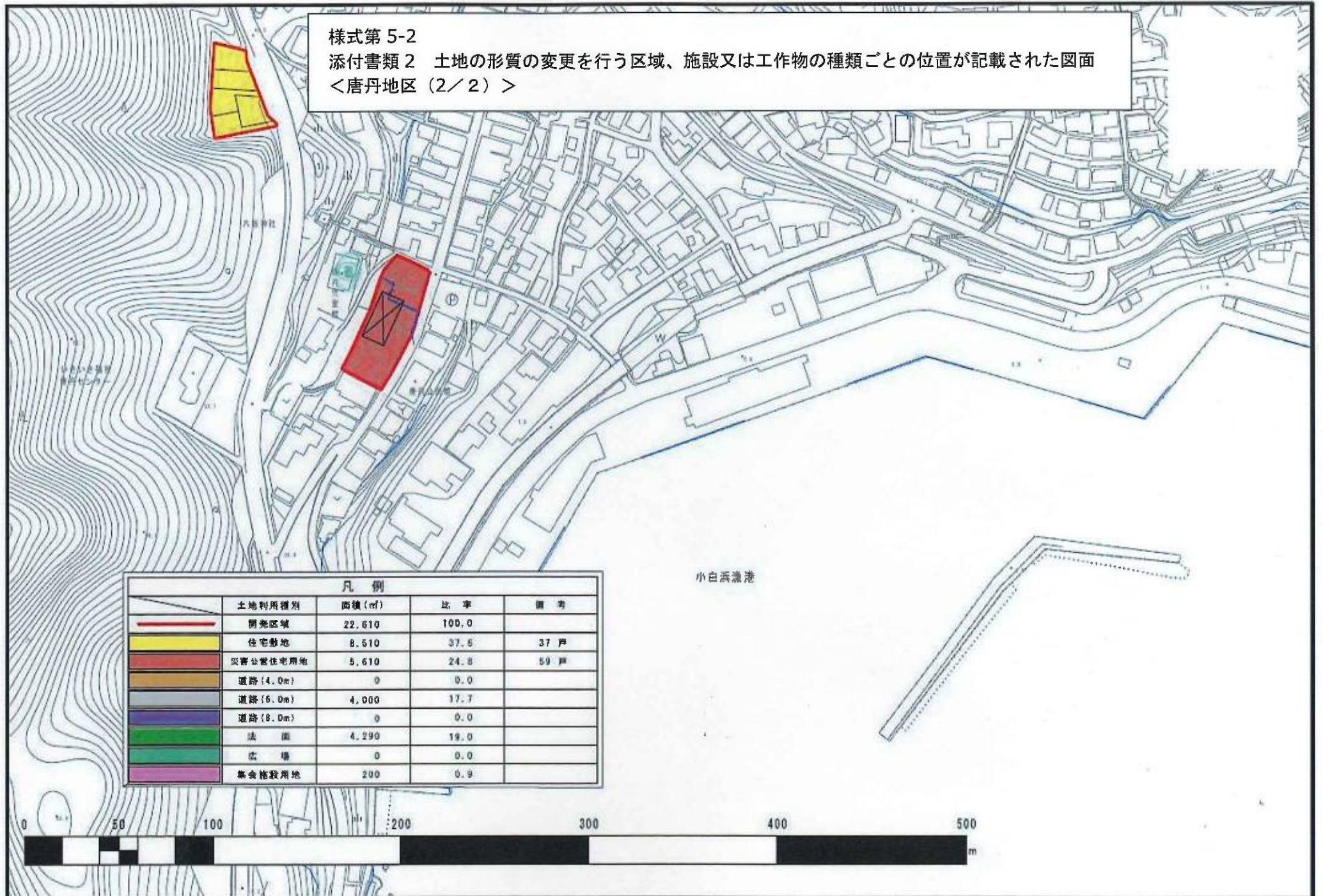


様式第 5-2  
 添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面  
 <唐丹地区 (1/2)>



様式第 5-2

添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面  
 <唐丹地区 (2/2)>



復興整備事業に関する事項

【唐丹地区防災集団移転促進事業の概要】

- 1、事業実施主体 釜石市
- 2、事業実施期間 平成 24 年度～平成 26 年度
- 3、総事業費 2,099,782 (千円)
- 4、事業概要

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた釜石市沿岸において、住宅を失った被害者の居住の安定を図るため、集団移転地の供給と恒久的な住宅の供給を推進する。

【住宅団地、災害公営住宅の整備（小白浜団地内整備分）】

(1)、主体工事

住宅敷地整備 37 区画、公営住宅 59 戸

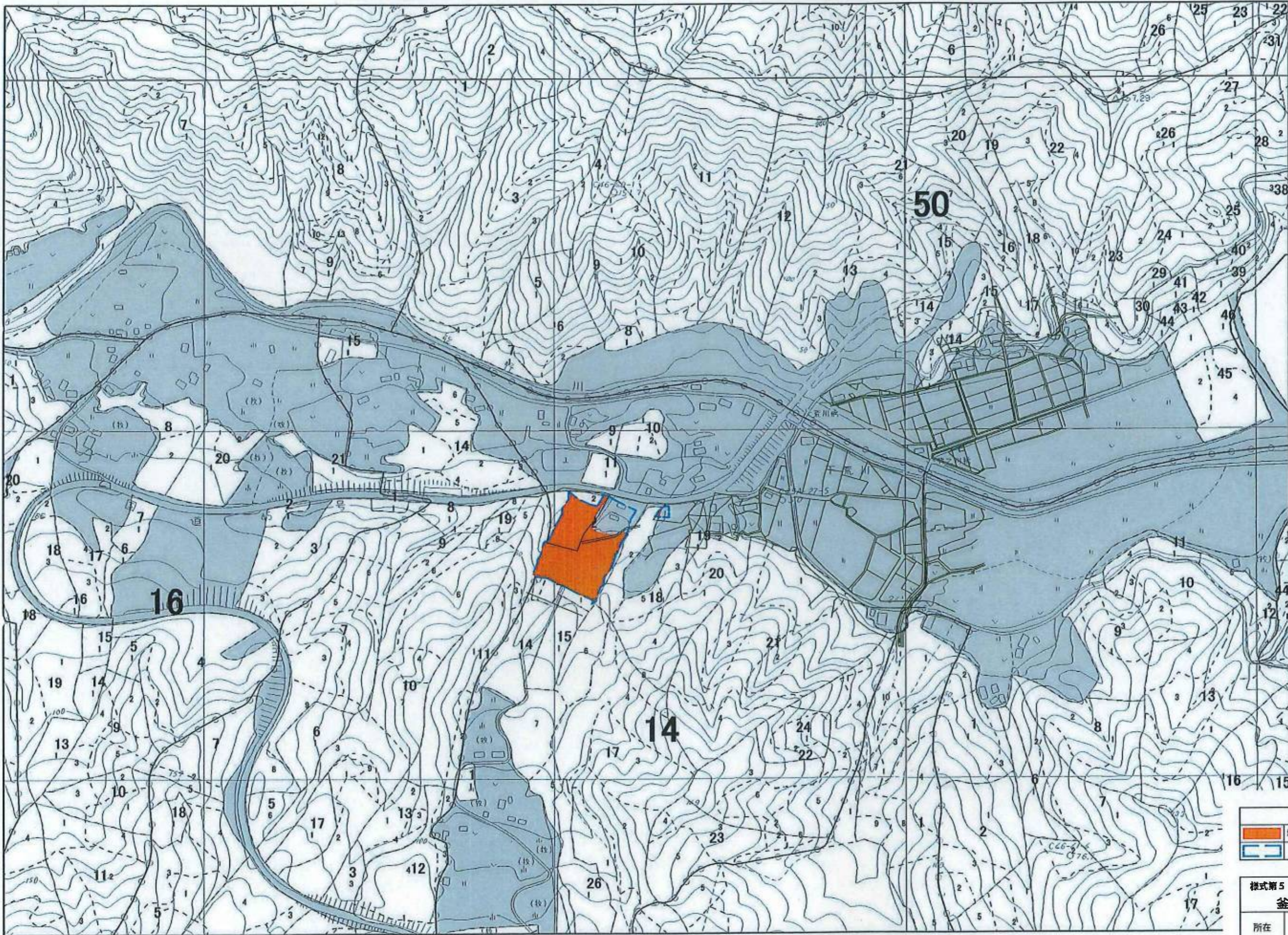
(2)、関連公共施設整備

道路整備 L=270m、 上水道整備 L=270m、 集会施設 N=1 棟ほか

5、事業スケジュール

工種	平成24年度												平成25年度												平成26年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地形測量 地質調査	→																																			
基本設計 実施設計	→																																			
住宅団地用地 取得及び造成												→																								
住宅建設等 助成																			→																	
公共施設整備																			→																	
宅地農地の 買取り													→																							
移転費助成																			→																	

# 地域森林計画区域の変更図 <防災集団移転促進事業に伴う変更>



- 凡例**
- スキ1-15
  - スキ16-35
  - スキ36-
  - スキ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水土保全林
  - 森林と人の共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林班
  - 小班
  - 施業班



凡例	
<span style="background-color: orange; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	地域森林計画の対象外とする地域
<span style="border: 2px solid blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	事業区域界

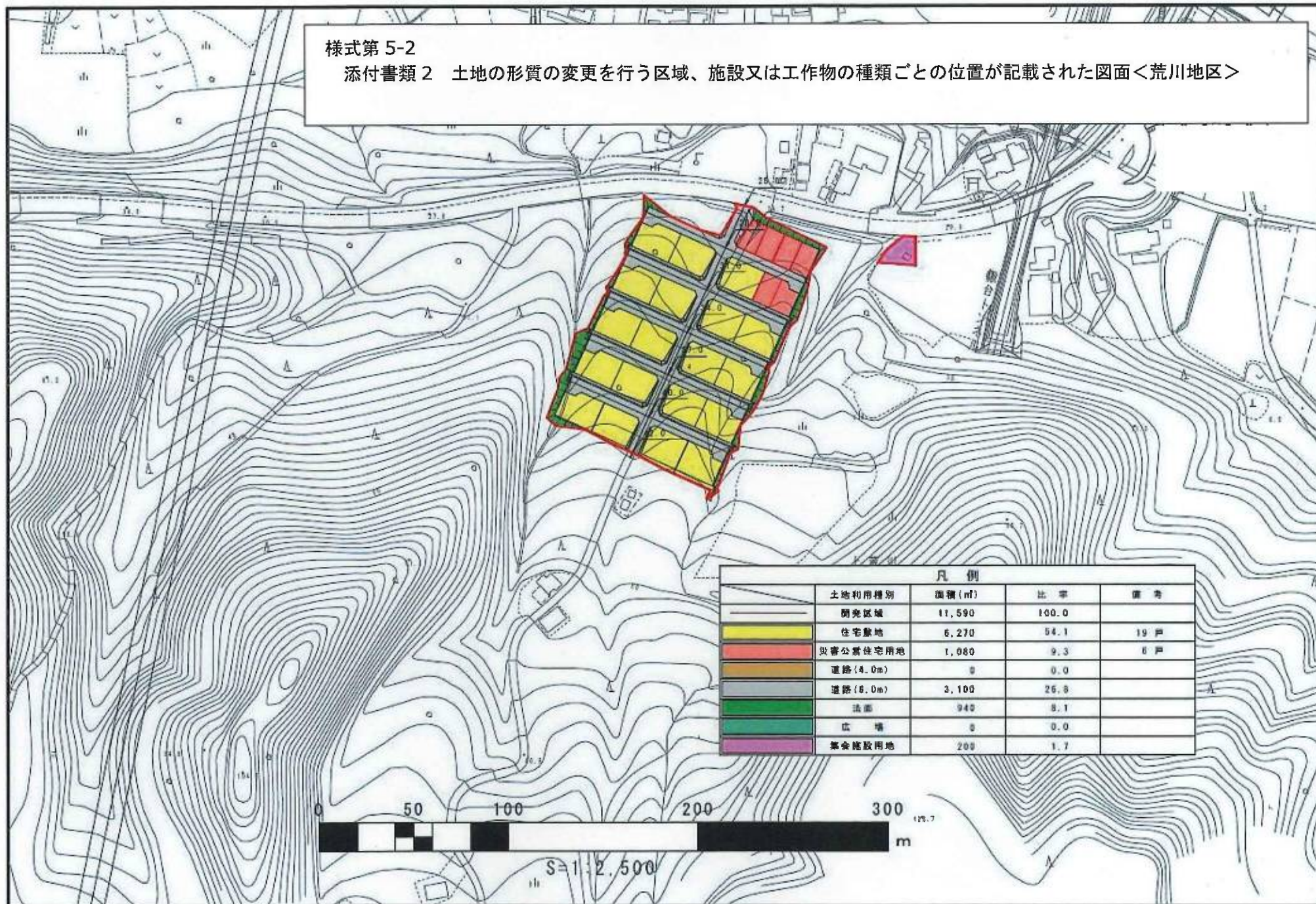
様式第5 添付書類1	
釜石市<荒川地区>	
所在	釜石市唐丹町上荒川
縮尺	1:5000

0 100 200 300 400 500メートル

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第 5-2

添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面<荒川地区>



復興整備事業に関する事項

【荒川地区防災集団移転促進事業の概要】

- 1、事業実施主体 釜石市
- 2、事業実施期間 平成 24 年度～平成 26 年度
- 3、総事業費 509,191 (千円)
- 4、事業概要

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた釜石市沿岸において、住宅を失った被害者の居住の安定を図るため、集団移転地の供給を推進する。

【住宅団地の整備】

(1)、主体工事

住宅敷地整備 19 区画

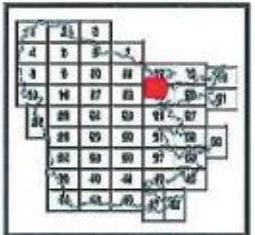
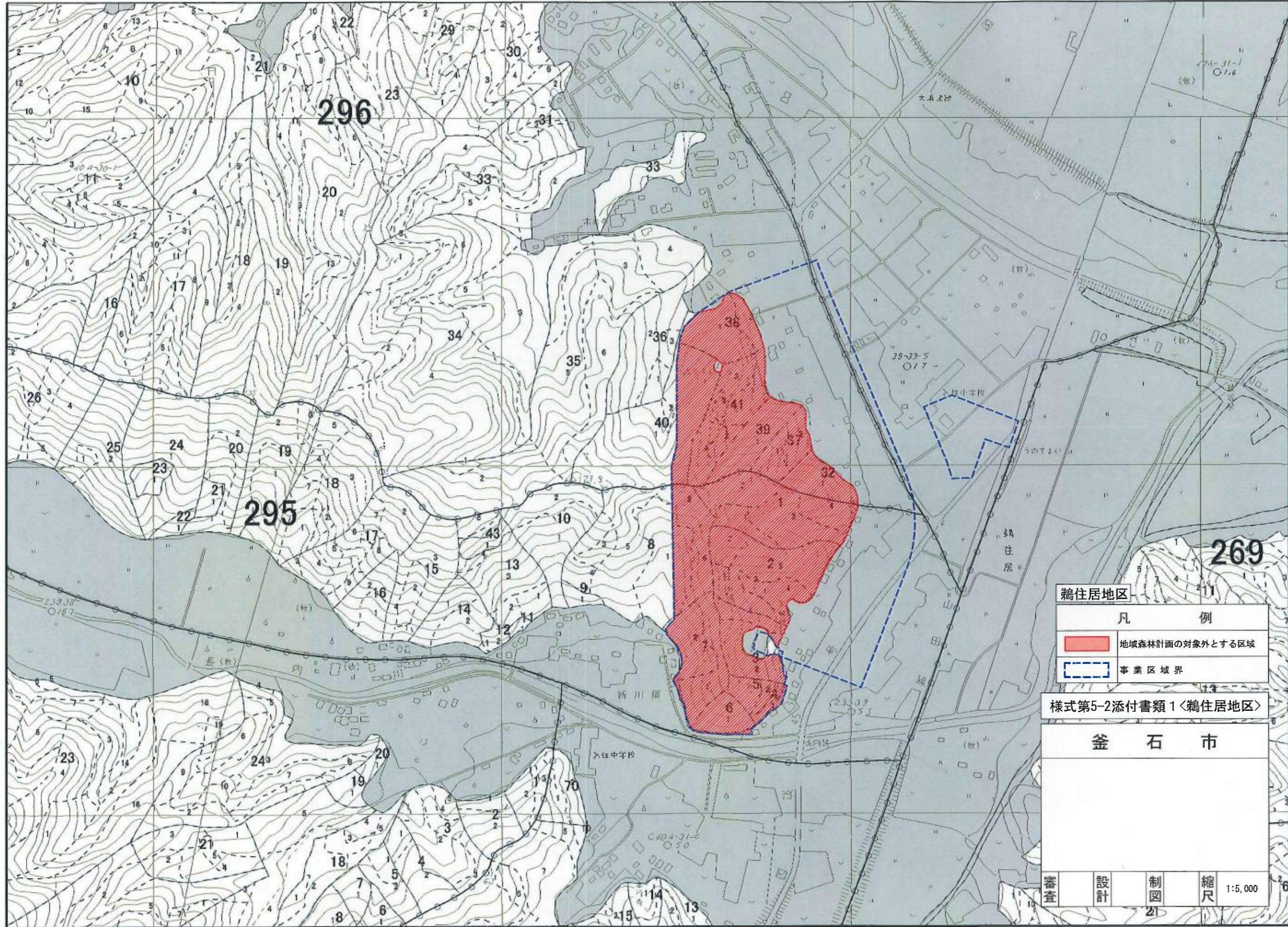
(2)、関連公共施設整備

道路整備 L=478m、 上水道 L=478m、 集会施設 N=1 棟ほか

5、事業スケジュール

工種	平成24年度												平成25年度												平成26年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地形測量 地質調査	→																																			
基本設計 実施設計	→																																			
住宅団地用地 取得及び造成												→																								
住宅建設等 助成																								→												
公共施設整備																								→												
宅地農地の 買取り												→																								
移転費助成																								→												

地域森林計画区域の変更図



- 凡例**
- スキ1-15
  - スキ16-35
  - スキ36-
  - スキ(強)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(強)
  - カマツ1-15
  - カマツ16-35
  - カマツ36-
  - カマツ(強)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(強)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水士保全林
  - 森林と人との共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林道
  - 小道
  - 施設道

鶴住居地区	
凡 例	
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: red; border: 1px solid black;"></span>	地域森林計画の対象外とする区域
<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px dashed blue;"></span>	事業区域界

様式第5-2添付書類1<鶴住居地区>

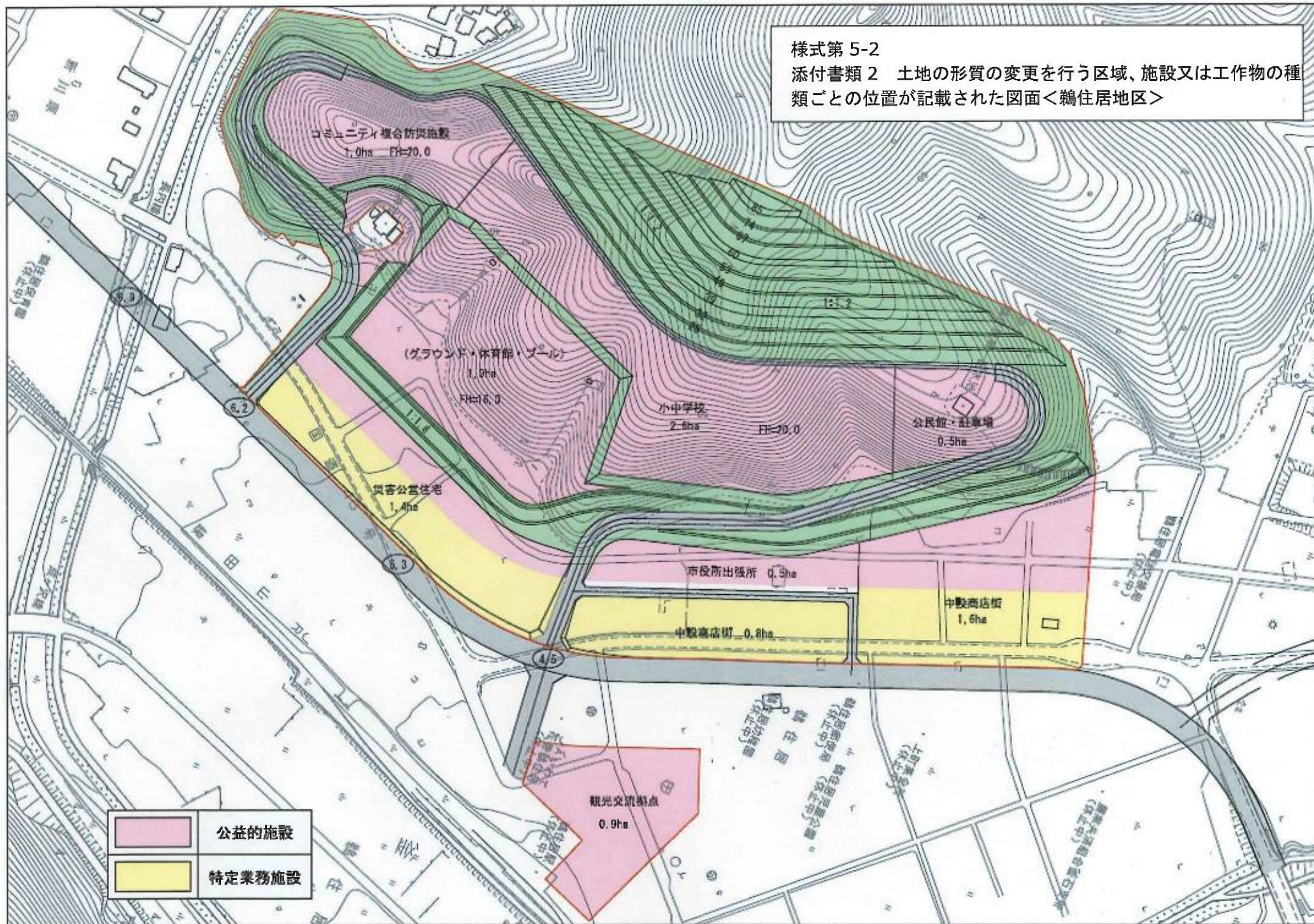
釜石市			
審査	設計	制図	縮尺 1:5,000
		21	



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 「この図面は、許可なく複製、転載、貸与することを禁じます。」

様式第 5-2

添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面<鶴住居地区>





復興整備事業に関する事項

【鶴住居地区津波復興拠点整備事業の概要】

計画書

釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定（釜石市決定）（案）

釜石都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）を次のように 決定 する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）	
位 置		岩手県釜石市鶴住居町第 13 地割、鶴住居町第 14 地割、鶴住居町第 15 地割、鶴住居町第 16 地割の各一部	
面 積		約 18.4 h a	
公益的施設、 特定業務施設及び 公共施設の位置及び規模	公益的施設	約 15.2ha	備 考 小・中学校、防災施設、市役所出張所、駐車場等を配置する。
	特定業務施設	約 3.2ha	
	公共施設	その他 公共施設	下水道 ①雨水：鶴住居川へ直接放流する。 ②汚水：浄化槽により対応する。 上水道 釜石市営水道により供給する。
小計		約 18.4ha	
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		30m 以下	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		—	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		—	